

令和6年度 第三子以降学校給食費無償化制度について

子どもの多い世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、第三子以降の義務教育期間における九十九里町立小中学校の学校給食費を無償化します。

無償化の適用を受ける場合は、申請書の提出が毎年度ごとに必要となります。

昨年度無償化の適用を受けた場合でも、令和6年度分として改めて申請いただく必要がありますので、対象となる方は案内にしたがってお手続きをお願いします。

対象となる保護者

令和6年度は、以下の①から⑤を全て満たしている保護者が無償化の対象となります。

なお、無償化対象となるのは扶養している子のうち、年齢が上から数えて第3番目以降の子の学校給食費となります。

- ① 九十九里町内に在住している。
- ② **平成30年4月1日以前**に生まれた子を3人以上扶養している。
- ③ ②の子のうち、上から第3番目以降の子が九十九里町学校給食センターから給食の提供を受けている。
- ④ 国や県及び市町村の補助制度等により、学校給食費の全額補助を受けていない。(一部補助を受けている方は一部補助分を除いた自己負担相当額が無償化対象となります。)
- ⑤ 学校給食費の滞納が無い。(完納後に申請をお願いします。)

【無償化対象者の例】 ※ 濃い色が無償化の対象となる第三子以降の子です。

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	22歳 被扶養者	16歳 被扶養者	九十九里町立 中学生	九十九里町立 小学生	第3子・第4子
例2	22歳 就労者	16歳 被扶養者	九十九里町立 中学生	九十九里町立 小学生	第4子
例3	20歳 被扶養者	18歳 就労者	九十九里町立 中学生	九十九里町立 小学生	第4子
例4	20歳 就労者	18歳 就労者	九十九里町立 中学生	九十九里町立 小学生	該当なし
例5	九十九里町立 中学生	九十九里町立 中学生	九十九里町立 小学生		第3子
例6	私立 中学生	県立 中学生	九十九里町立 小学生		第3子

申請方法

- ① 「第三子以降学校給食費減免申請書」を世帯で1枚、必要事項を記入してください。
なお、お子さんの学校・学年は**令和6年4月時点**(随時申請は申請時)で記入してください。
- ② 申請書に記載されたお子さんの内、令和6年度に九十九里町立小中学校に在籍している子を除いた全ての子の、有効な被保険者証(健康保険証)の写し(コピー)を申請書裏面の指定欄に貼り付けてください。
※添付の際は、保険証記載の各種番号が見えないようにマスキングをお願いします。
マスキングの方法は、申請書記入例を参照してください。
- ③ お手持ちの任意の封筒に申請書を入れ、のりづけにより封をし、切手を貼付のうえ郵送又は持参にて、九十九里町学校給食センターまで提出してください。

申請期限

令和6年4月30日（火）までに申請書をご提出ください。

（九十九里町学校給食センターへ直接の提出の場合は受付日、郵送でのご提出の場合は消印日をもって受理日とみなします。）

決定通知について

審査の結果を記載した決定通知書は、申請書に不備がなかった場合、次のとおり送付します。

○当初申請分：令和6年5月下旬ごろ

年度途中で申請内容の変更が生じた場合

提出した申請書の内容に変更が生じた場合（扶養している子の人数に変更があった場合など）は、速やかに九十九里町学校給食センターまでご連絡ください。

封筒 記入例

※ 郵送する場合は必ず切手を貼付してください。

<p>84円 切手</p> <p>〒283-0104 九十九里町片貝2544番地 九十九里町学校給食センター 行 <small>（令和6年度減免申請書 在中）</small></p>	<p>裏面</p> <p>九十九里町〇〇1番地 九十九里太郎</p>	<p>書類 送付先 ※切り取って封筒に貼り付けてご利用ください。</p> <p>〒283-0104 九十九里町片貝2544番地 九十九里町学校給食センター 行 <small>（令和6年度減免申請書 在中）</small></p> <p>お問い合わせ先・申請書提出先 〒283-0104 九十九里町片貝2544番地 九十九里町学校給食センター 電 話 0475-76-2274 開庁時間 午前8時30分から午後5時15分 <small>（土曜・日曜、祝日および年末年始を除く）</small></p>
---	--	--

ご不明な点等があれば、お問い合わせ先までご連絡ください。